

東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

《背景》

- 東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- 大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

《具体的な実施スキーム》

○ 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施

- 備蓄量：500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
- 実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等

○ 備蓄後一定期間を経過した精米については、非主食として販売（大規模災害が発生した場合は、本来の目的どおりに被災地等に供給）

《対応実績》

- 平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トン进行供給

具体的なスケジュール（予定）

（備蓄用精米の切り替えの時期はイメージであり、今後変更となる可能性がある。）



食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要（平成24年産～平成30年産において実施）

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分(%)	脂肪酸度(mg)	濁度(ppm)	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	-	-
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

- ※1 食味等分析試験（理化学分析及び食味評価）は、分析機関に委託（食味評価（官能試験）は20名のパネリストにより実施）。
- ※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均（ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く）。
- ※3 備蓄用精米（無洗米）は、温度15℃以下、湿度60～65%（目安）の低温倉庫で保管。
- （参考）
- 水分は、農産物規格規程における精米（完全精米・一等）の基準が15.0%以下とされている。
 - 脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている（特段の基準はなし）。
 - 無洗米の濁度は、28ppm以下が望ましいとされている（全国無洗米協会の濁度基準による）。
 - 基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価（“-1”は「わずかに不良」）。
 - 主観による絶対評価は、「5、非常においしく食べられる」、「4、おいしく食べられる」、「3、普通に食べられる」、「2、少し劣るが食べられる」、「1、受け入れられない」の5段階で評価。

⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

○ 販売（非主食用への販売）の概要

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	令和4年6月現在販売期間
H25年 3月	2ヶ月	102	1,900	102	1ヶ月
H25年 5月	4ヶ月	99	585	99	1ヶ月
H25年 7月	6ヶ月	102	345	102	1ヶ月
H26年 1月	8ヶ月	100	202	100	4ヶ月
	10ヶ月	101	203	101	4ヶ月
H26年 3月	12ヶ月	202	405	202	4ヶ月
	8ヶ月	100	350	100	2ヶ月
H26年 9月	8ヶ月	252	1,971	411	12ヶ月
H27年 2月	13ヶ月	159			7ヶ月
H27年 5月	11ヶ月	101	354	101	7ヶ月
	8ヶ月	258	1,129	258	4ヶ月
H27年 10月	8ヶ月	256	1,786	256	10ヶ月
H28年 2月	9ヶ月	256	1,470	256	5ヶ月
H28年 8月	10ヶ月	255	576	255	1ヶ月
H29年 3月	12ヶ月	170	951	170	1ヶ月
H29年 5月	12ヶ月	258	1,392	258	2ヶ月
H29年 8月	12ヶ月	87	151	87	5ヶ月
H30年 2月	12ヶ月	254	584	254	1ヶ月
H30年 5月	12ヶ月	257	533	257	1ヶ月
H31年 2月	12ヶ月	256	618	256	20ヶ月
R元年 8月	15ヶ月	260	780	260	10ヶ月
R2年 2月	12ヶ月	257	711	257	25ヶ月
R2年 8月	12ヶ月	254	816	254	16ヶ月
R3年 3月	13ヶ月	256	602	256	8ヶ月
R3年 8月	12ヶ月	253	860	253	4ヶ月
R4年 4月	12ヶ月	74	440	74	2ヶ月
R4年 6月	12ヶ月	73	125	0	1ヶ月

⇒販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

福島県における県産米の安全・安心確保への取組

作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全性を確保

- 除染やカリ施肥による吸収抑制対策を実施
- 福島県では、平成24年産米以降、県全域で全量全袋検査を実施
平成27年産米以降は基準値※超過なし
- 令和2年産米からモニタリング(抽出)検査に移行(旧避難指示区域等を除く)

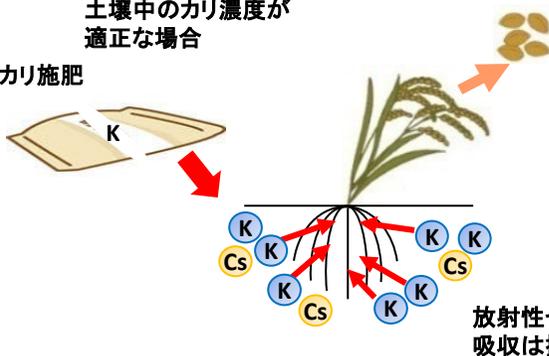
米の全量全袋検査



カリ施肥による稲の吸収抑制対策

土壤中のカリ濃度が
適正な場合

カリ施肥



○全量全袋検査の検査結果

(出典)ふくしまの恵み安全対策協議会 令和4年6月30日現在

年度	検査点数	基準超過 点数※1	基準値超過 割合(%)※1
平成25年度	11,006,552	28	0.0003
平成26年度	11,014,971	2	0.00002
平成27年度	10,498,720	0	0
平成28年度	10,266,012	0	0
平成29年度	9,976,698	0	0
平成30年度	9,251,056	0	0
令和元年産	9,492,612	0	0
令和2年産※2	320,381	0	0
令和3年産	306,821	0	0

※1 食品衛生法に基づき、100Bq/kgを基準値

※2 令和2年産からは、避難指示区域等のあった12市町村(田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町(旧山木屋村))のみの値